

2022年11月17日

Tranzax 株式会社

総合経済対策で拡充された国土交通省「下請債権保全支援事業」には

Tranzax の電子記録債権が利用できます

金融と IT を融合した Fintech ベンチャーである Tranzax 株式会社（本店：東京都港区、代表取締役社長：大塚博之）の電子記録債権は、2022年10月28日に閣議決定された国の「総合経済対策」に基づき拡充された国土交通省「下請債権保全支援事業」にも利用が可能です。

国土交通省の下請債権保全支援事業は、この度の総合経済対策において、12月から、債権の保証だけでなく、金額が確定している個別債権の買取も可能となるよう制度が拡充されました。これにより、同制度は、下請債権保全の役割に加え、期日前の債権の資金化による下請建設企業等の資金繰り支援を、より一層効果的に行うことが可能となります。

さらに、下請債権保全支援事業の実施機関である（一財）建設業振興基金により、Tranzax 電子債権（株）の電子記録債権も同制度の対象となることが、このたび明確化されました。

これらによって、Tranzax は、資材価格高騰等の厳しい環境にある中小・中堅建設業者等の資金繰り改善のため、下請債権保全支援事業を通じてさらに貢献してまいります。

また、「下請債権保全支援事業」を実施できる「ファクタリング事業者」の一つでこの度拡充された買取事業を取り扱う（株）建設経営サービス（東日本建設業保証（株）グループ会社）は、Tranzax の電子記録債権が利用可能となっていますが、さらに当該買取事業を取り扱う他のファクタリング事業者との連携も、今後、Tranzax は積極的に図ってまいります。

■電子記録債権とは

受発注者の記録請求により発生した債権で、売掛金や約束手形とは異なる新たな類型の金銭債権であり、記録された内容は法的効力を有します。当社のグループ会社である Tranzax 電子債権（株）の業務は、電子記録債権法で定められており、民間企業および国・自治体の事業によって生じる債権・債務に関する内容を電子記録化し、受注者と発注者、金融機関がインターネットを通じて順番に承認していくことで、契約の存在や債権の帰属が明確になり、また、紙の世界では実現できなかった任意的記録事項が画面上で確認できるようになりました。



■Tranzax 株式会社について

Tranzax 株式会社は、電子記録債権を活用し企業活動と商流を見える化することで、利便性が高く、革新的なサービスを提供している会社です。

「電子記録債権の革新的可能性に最新の IT 技術を融合させ、中小企業・ベンチャー企業に新たな金融のチャンスを提供する」ことを使命として、これまでも、補助金 P0 ファイナンスの普及拡大、大手メーカーの決済基盤構築への参画等、日本の活力を金融面で支える取組を積極的に進めてまいりました。

今後も FinTech の先端企業として新たな金融サービスを実現し、守り一辺倒だった「ファイナンスを、チャンスに」変えることができる、日本の金融インフラの一翼を担ってまいります。

会社名 : Tranzax 株式会社
設立 : 2009 年 7 月 7 日
資本金 : 2,324 百万円 (2022 年 9 月末現在・資本準備金等を含む、百万円未満切り捨て)
代表者 : 代表取締役社長 大塚 博之
グループ会社 : Tranzax 電子債権株式会社
株式会社電子債権応用技術研究所
ホームページ : <https://www.tranzax.co.jp/>

【本リリースに関するお問い合わせ先】

Tranzax 株式会社 経営管理部 武井 恭子 03-6822-6533
HP お問い合わせ画面 <https://www.tranzax.co.jp/contact.php>